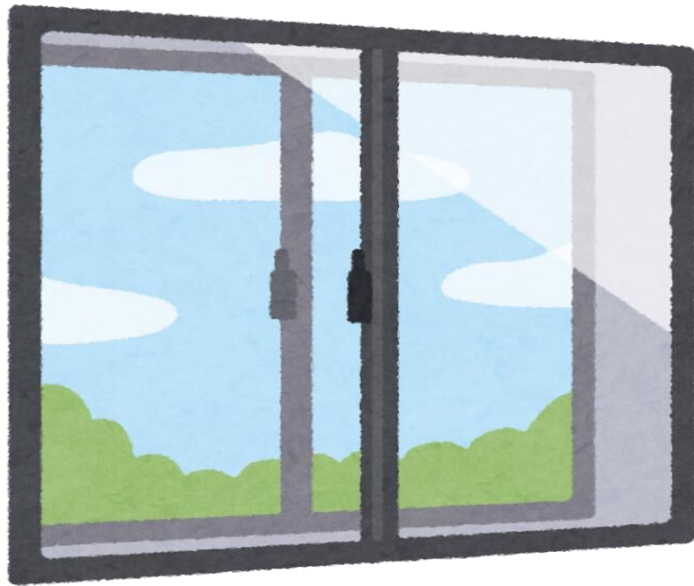


# 令和6年度 鎌ヶ谷市 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 交付申請の手引き

「窓の断熱改修」について



鎌ヶ谷市では、地球温暖化防止を推進するために、住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置する方に対して、費用の一部を補助します。

鎌ヶ谷市ホームページ▶暮らし・手続き▶住まい▶助成・申請・制度  
▶令和6年度住宅用設備等脱炭素化促進事業



<申請期間> **令和7年1月31日(金)17時まで**

**【郵送の場合は、令和7年1月31日(金)必着】**

**※申請は受付順で、設備別予算額(補助予定件数)に達した時点で  
終了します**

令和6年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

## 目次

1 補助対象設備について.....	3
2 補助金額及び補助対象経費について.....	4
3 補助対象となる方 .....	5
4 補助対象設備の導入をリースで行う場合の要件.....	5
5 申請手続きの流れ .....	6
6 提出書類.....	7
提出書類③ 《平面図・立面図の提出方法》 .....	9
提出書類⑤ 《写真の撮影方法》 .....	10
7 申請について (1)-1申請書記載例(一般) .....	11
7 申請について (1)-2申請書記載例(リース).....	12
7 申請について (2)内訳明細書の参考様式及び記載例.....	13
7 申請について (3)貸与料金の算定根拠明細書 記載例(リース契約の方のみ) .....	15
7 申請について (4)提出方法 .....	16
7 申請について (5)申請期間 .....	16
8 その他の注意事項 .....	17
9 Q&A.....	18
10 提出先・お問い合わせ先 .....	22

## 1 補助対象設備について

- (1)未使用品(新品)であること。
- (2)既築住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。
- (3)1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。

※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間を言う。空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、室を区切る仕切りとして認められない。

### <補助対象>

リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、廊下、玄関、トイレ、浴室、納戸、屋内ガレージ等

※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断するので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。

※換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓並びにテラスドア・勝手口ドア・玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。

## その他注意事項

- 窓の断熱改修は、新築住宅は対象外です。
- 改修とは、建物自体は壊さず行う修理のことであるため、改築は補助対象外になります。(壁を壊して窓のサイズを変えることは改修となりませんのでご注意ください。)
- 壁や天井等、窓以外の改修工事も同時に行っている場合は、窓の改修工事のみの見積書の提出ができること。
- 同一住宅の補助は、1回を限度とする。  
※売買等により取得した住宅に、新たな住民が交換等する場合は対象。
- 国の補助金と併用できますが、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費から国から交付される補助金額を控除します。

## 2 補助金額及び補助対象経費について

設備の種類	補助金額	補助対象経費
窓の断熱改修	<p>【申請者自ら又は第三者が所有している市内の既築住宅に設備を導入する場合】</p> <p>(1) 令和6年度に、設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>補助対象経費の1/4 (上限8万円)</u></p> <p>(2) 令和5年度に、設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>補助対象経費の1/4 (上限4万円)</u></p>	<p>設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p>
	<p>【申請者が管理している市内の既存のマンション等に設備を導入する場合】</p> <p>令和6年度に、設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>補助対象経費の1/4 (上限8万円×改修を行う戸数)</u></p>	<p>※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。</p>

※補助対象経費には、消費税、地方消費税相当額及び他の補助金額(国等の補助金の交付を受けている場合)を含めないものとします。

※算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

### 3 補助対象となる方

以下すべてに当てはまる方が申請できます。

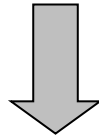
- (1) 申請者自らが購入し、所有していること。  
(所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合も可。)
- (2) 次の各項のいずれかに該当する住宅に補助対象設備を導入した方。
  - ① 自らが所有し居住する市内に所在する住宅
  - ② 第三者が一部もしくは全部を所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅  
(所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置した方)  
※「住宅」には、店舗併用住宅や共同住宅(自ら所有・居住する部分のみ)を含みません
  - ③ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在するマンション等
- (3) 補助対象設備が設置された鎌ヶ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方
- (4) 鎌ヶ谷市に納付すべき税を滞納していない方(リース事業者も含む。)
- (5) 令和5年度以降(令和5年4月1日以降)に設置工事に着手し完了した方、またマンション等の管理組合が申請する場合は、令和6年度以降(令和6年4月1日以降)に設置工事に着手し完了した方
- (6) 補助対象設備を設置する住宅やマンション等において、過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていないこと。

### 4 補助対象設備の導入をリースで行う場合の要件

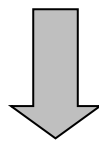
- (1) 設置者とリース事業者は連名で申請をすること。
- (2) リース事業者が補助対象者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元されていること。
- (3) リース契約について、次のいずれかを満たすこと。  
また、それらがリース契約書等から確認できること。
  - ① リース期間が設備等の財産処分制限期間以上の契約となっていること。(22ページ参照)
  - ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

## 5 申請手続きの流れ

(補助対象設備の工事が完了し、補助対象設備の使用を始める)

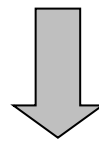


① 「補助金交付申請書」(第1号様式)に必要書類を添えて提出する



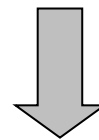
※市:受付・書類審査  
(30~45日程度要します)

② 市から郵送する補助金交付決定通知書・額確定通知書を受け取る



③ ②で同封した「補助金交付請求書」(第5号様式)を提出する

※補助金交付請求書の「1請求額」には、額確定通知書の「交付確定額」をご記入ください。



※市:補助金支払い  
(30日程度要します)

④ 補助金を受け取る

※補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがあります

## 6 提出書類

提出書類		補足
<b>&lt;共通&gt;</b>		
①	補助金交付申請書 (第1号様式・第1号様式の2)	11～12ページ参照
②	メーカー発行の保証書、出荷証明書など未使用品であることを確認できる書類の写し	購入日、メーカー名、品番、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)または公益財団法人北海道環境財団法人の登録型番等が全て確認できるもの 21ページ「Q4-3」参照
③	窓の設置場所がわかる平面図及び立面図	契約書等の内容と照合できるよう、各窓の寸法等がわかるもの ※集合住宅の管理組合が申請する場合は、各戸の区分が確認できる図面等(必要に応じてリストを添付)で改修箇所、戸数が確認できること 9ページ「平面図・立面図の提出方法」参照
④	補助対象設備の技術仕様がわかる図面もしくは仕様書等 (製品パンフレット、カタログ等)	型式、形状、性能等の仕様が確認できるもの
⑤	改修工事前と工事後の写真	10ページ「写真の撮影方法」参照
⑥	領収書の写し	19ページ「Q2-11」参照 ※リース・所有権留保付きローンにより補助対象設備を導入等する場合を除く
⑦	内訳明細書	補助対象経費の内訳が明記されているもの ※「工事費一式」ではお受けできません ※様式は問いませんが、参考様式を使用していただいて構いません
⑧	既築住宅であることが確認できる書類の写し	住宅の検査済証、固定資産税課税台帳記載事項証明書(家屋に関わるもの)、納税通知書(課税明細)のいずれか
⑨	補助金交付申請チェックシート	—
<b>&lt;該当する方のみ&gt;</b>		
⑩	補助金交付申請手続代行届出書 (第6号様式)	申請を設備販売者等に代行させる方
⑪	補助対象設備設置承諾書	設備を設置した住宅を第三者が一部(全部)所有している方



＜マンション等の管理組合の方のみ＞		
⑭	マンション等であることを証する書類の写し	建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類
<b>●法人格をもたないマンション管理組合である場合</b>		
⑮	マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し	総会の議事録等
⑯	代表者の本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード等
＜所有権留保付きローンの方のみ＞		
⑰	全額支払いの手続きが完了していることが確認できる確認書類	全額支払いの手続きが完了している(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類等
＜リース契約の方のみ＞		
⑱	リース契約書の写し	<p><u>補助金額をリース料金から差し引いたリース料総額</u>又は、<u>補助金額をリース期間で除した月額リース料金</u>(リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること)が確認できること</p> <p>※リース契約書からこれらが確認できない場合は、①もしくは②の対応をお願いいたします。</p> <p>①補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する</p> <p>②補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出する</p>
⑲	貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式の2別紙)	<b>15ページ参照</b>
⑳	リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し	領収書等
㉑	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

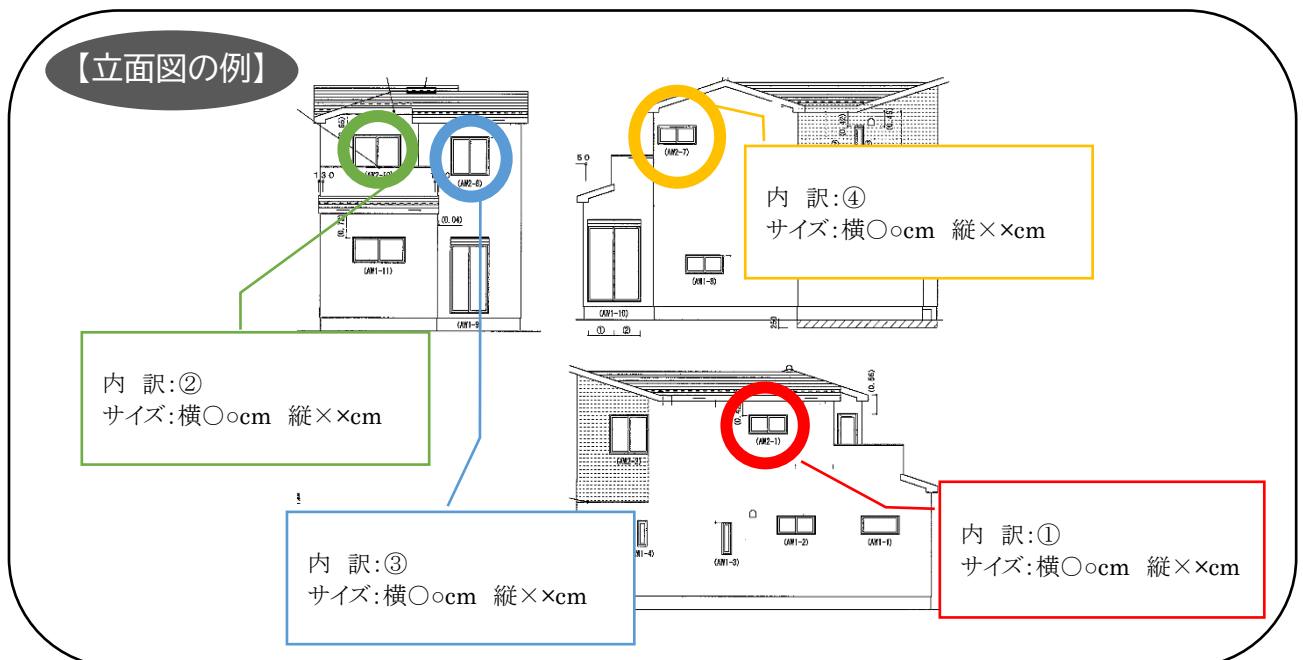
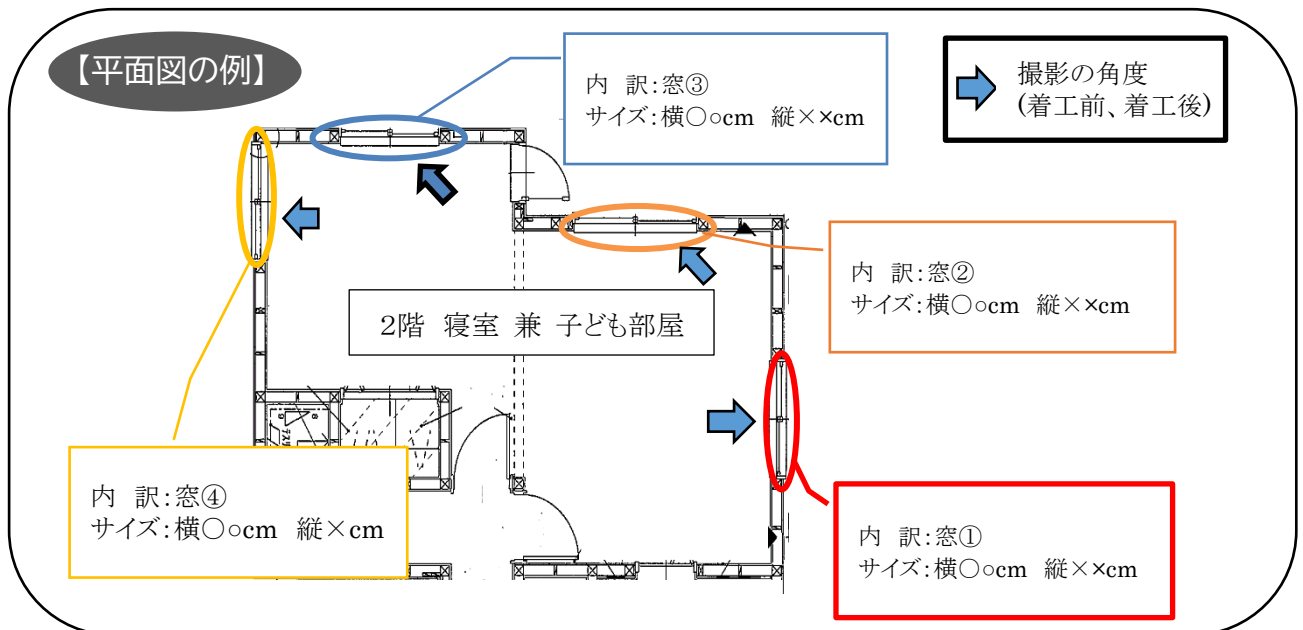


### 提出書類③ ≪平面図・立面図の提出方法≫

- 平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- 写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円



## 提出書類⑤ 《写真の撮影方法》

- 必ず**工事着工前**と**工事着工後**の写真を撮影してください。
- 対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。  
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
  - ・工事作業中の写真も撮影する
  - ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- 工事着工前と工事着工後で、できる限り**同じ角度**から撮影をしてください。
- 設置した**すべての窓**を撮影してください。
- 設置した**窓全体**を撮影してください。
- カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの(机、棚、観葉植物等)は除いてから撮影してください。
- 設置した窓の位置が分かるようにしてください。(《平面図・立面図の提出方法》をご参照ください。)

7 申請について (1)-1申請書記載例(一般)

第1号様式(第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

鎌ケ谷市長 様

持参の場合は提出日、  
郵送の場合は発送日を  
ご記入ください

令和6年7月7日

申請者 〒273-0195

住 所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

氏 名 鎌ケ谷 二郎

日中連絡が取れる番号  
をご記入ください

電話番号 047-123-4567

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記		
設備及び申請額内訳(該当する番号に○印をしてください。)	1 太陽光発電システム ( ) キロワット)	4ページを参考に設備の申請額を記入
	2 燃料電池システム(エネファーム)	
	3 リチウムイオン蓄電池システム	円
	4 窓の断熱改修	80,000 円
	5 電気自動車	円
	6 プラグインハイブリッド自動車	円
	7 V2H充放電設備	円
	8 集合住宅用充電設備	円
	9 住民の合意形成のための資料	円
申請額合計		80,000 円
設置した建物の種別(該当する番号に○印をしてください。)	1 既存の住宅に設置した。	
	2 住宅の新築に併せて設置した。	
	3 設備が設置された住宅を取得した。	
着工日(自動車を除く)	令和6年 4月 12日	
設置又は引き渡し完了日	令和6年 7月 2日	
私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況を調査す <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません(該当する□に✓印をしてください) ※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税に係る納税証明書及び住民票の写しを添付してください。		全ての設備の設置工事が完了した日をご記入ください。(21ページ「Q4-1」参照)

いずれかにチェックを忘れずに

## 7 申請について (1)-2申請書記載例(リース)

第1号様式の2(第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

鎌ケ谷市長 様

持参の場合は提出日、郵送の場合は発送日をご記入ください

令和6年7月7日

(リース事業者) 〒123-4567

所在地 ▲▲県●●市××1-2-3

名称 ●●●株式会社

フリガナ代表者職・氏名 トリシマリョクシャチョウ カマガヤ ハナコ 取締役社長 鎌ケ谷 花子

電話番号 000-0000-0000

申請者

(リース先) 〒273-0195

住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

フリガナ氏名 カマガヤ ジロウ 鎌ケ谷 次郎

電話番号 047-123-4567

日中連絡が取れる番号をご記入ください

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記		
設備及び申請内訳額(該当する番号に○印をしてください。)	1 太陽光発電システム( . キロワット)	
	2 燃料電池システム(エネファーム)	
	3 リチウムイオン蓄電池システム	円
	4 窓の断熱改修	80,000 円
	5 電気自動車	円
	6 プラグインハイブリッド自動車	円
	7 V2H充放電設備	円
	8 集合住宅用充電設備	円
	9 住民の合意形成のための資料	円
申請額合計		80,000 円
設置した建物の種別(該当する番号に○印をしてください。)	1 既存の住宅に設置した。	
	2 住宅の新築に併せて設置した。	
	3 設備が設置された住宅を取得した。	
着工日(自動車を除く)	令和6年 4月 12日	
設置又は引き渡し完了日	令和6年 7月 2日	
私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況(リース先について)		
(リース事業者) <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません(該当する□に✓印をしてください)		
(リース先) <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません(該当する□に✓印をしてください)		
※同意しない場合は、申請日の属する前年度分の市税に係る納税証明書及び住民票の写し(申請者)を添付してください。		

4ページを参考に設備の申請額を記入

合計金額を記入

全ての設備の設置工事が完了した日をご記入ください。

(21ページ「Q4-1」参照)

いずれかにチェックを忘れずに

7 申請について (2)内訳明細書の参考様式及び記載例

参考様式

令和 年 月 日

窓の断熱改修費用の内訳明細書

様邸における窓の断熱改修費用の内訳については下記のとおりです。

項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額
(1)補助対象経費					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
計(1)						円

項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額
(2)補助対象外経費						円
						円
						円
						円
計(2)						円

小 計(計(1)+計(2))	円
消費税	円
合 計	円

(3)他補助金	円
(4)他補助金控除後の補助対象経費 (計(1)-(3))	円
補助申請金額((4)×1/4から千円未満の端数を切り捨てた額)	円

備考

会社名 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_

<内訳明細書(参考様式)の記載方法について>

- ①必要に応じて、行や列の追加や削除をして使用していただいて構いません
- ②各項目の金額等は補助金対象経費の算定に必要となりますので、必ず記入してください

申請者の氏名を記入してください。

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

窓の断熱改修費用の内訳明細書

鎌ヶ谷 二郎 様邸における窓の断熱改修費用の内訳については下記のとおりです。

項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額	
(1)補助対象経費	設備本体(ガラス、窓)購入費	〇〇〇〇社	W000W0000	4	窓	70,000円	280,000円
	取り付け費			1	式	35,000円	35,000円
	額縁・ふかし枠等購入費			1	式	10,000円	10,000円
	仮設足場費			1	式	10,000円	10,000円
	既存設備の解体撤去費			1	式	5,000円	5,000円
計(1)						340,000円	

必要に応じて、項目を追加、削除してください。  
(補助対象経費に含まれるか不明な費用がある場合は、事前にお問い合わせください)

項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額	
(2)補助対象外経費	窓付属部材費(網戸、雨戸等)			1	式	30,000円	30,000円
	計(2)						30,000円

領収書の金額と一致することを確認してください。

小計(計(1)+計(2))	370,000円
消費税	37,000円
合計	407,000円
(3)他補助金	50,000円
(4)他補助金控除後の補助対象経費(計(1)-(3))	290,000円
補助申請金額(4)×1/4から千円未満の端数を切り捨てた額)	72,000円

国等の他団体から補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から控除してください。

【記載例】

290,000円×1/4=72,500円  
千円未満の端数を切り捨てて、72,000円  
申請書の金額と一致することを確認してください。

会社名 株式会社〇〇〇〇  
〒 XXX-XXXX  
〇〇県〇〇市〇〇〇〇X-X-X  
TEL XXX-XXX-XXXX  
担当者 〇〇 〇〇

## 7 申請について (3)貸与料金の算定根拠明細書 記載例(リース契約の方のみ)

第1号様式の2別紙(第5条関係)

### 貸与料金の算定根拠明細書

鎌ヶ谷市長 様

リース事業者 住 所 ▲▲県●●市××1-2-3  
 名 称 ●●●株式会社  
 代表者職・氏名 取締役社長 鎌ヶ谷 花子  
 電 話 番 号 000-0000-0000

リース先 住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
 氏 名 鎌ヶ谷 次郎  
 電 話 番 号 047-123-4567

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。  
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース 期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鎌ヶ谷市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
窓の断熱改修	120月	80,000円	0円	80,000円	500,000円	420,000円	80,000円

#### (注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 鎌ヶ谷市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。



## 7 申請について (4) 提出方法

### ○提出方法

持参または郵送で提出して下さい。

申請は受付順で、設備別予算枠に達した時点で終了します。

申請期間外や予算の範囲を超えた日以降に市に提出されたものは無効となります。

### ○市の補助金交付決定通知書・額確定通知書がお手元に届いたら

速やかに同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記載し、提出期限(別途お知らせいたします)までに、持参または郵送で提出して下さい。

※補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者あてに補助金交付決定通知書・額確定通知書を送付いたします。

## 7 申請について (5) 申請期間

### ○申請期間

令和7年1月31日(金)まで

持参の場合、受付時間は午後5時までとなります。

郵送の場合、令和7年1月31日(金)必着となります。

(期間中に予算の範囲を超えた場合、超えた日に到着した申請書は抽選し受け付けます)

## 8 その他の注意事項

### <申請にあたって>

- (1) 提出書類や記載内容はよく確認したうえで、チェックシートを活用のうえご提出下さい。書類の不足や記載事項の漏れ・誤りにより受理できない場合があります。
- (2) 申請は原則として申請者本人が行ってください。ただし、「補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)」の提出で、申請を設備販売者等に代行させることができます。なお、申請手続きの代行を依頼したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (3) 設備を設置した住宅を第三者が一部または全部について所有している場合は、所有(共有)者全員の「補助対象設備設置承諾書」(参考様式1)が必要です。
- (4) 申請書は先着順に受け付け、書類審査のうえ、補助金交付の可否及び補助金額を決定します。
- (5) 補助金交付請求時に必要な「補助金交付請求書」(第5号様式)は、補助金交付決定者に送付します。
- (6) 補助対象設備を組み合わせて申請することができますが、同じ種類の設備について複数台申請することや、かつて補助を受けた設備について再度申請することはできません。
- (7) 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします。

### <補助金交付決定後>

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間(22ページ参照)は補助対象設備を処分することはできません。やむを得ない事情がある場合には予めご相談ください。
- (2) 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- (3) 補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。

## 1 補助制度全般について

Q1-1	すでに設置した設備が対象となりますか？申請時に設置中の設備も対象となりますか？
A	申請の際には工事を完了している必要があるため、すでに設置した設備のみを対象としています。
Q1-2	申請時にすでに設備を使用始めていますがよいですか？
A	「未使用品」とは、設置した設備が新品であることを指します。申請時には設備を使用し始めていることが条件となっています。
Q1-3	申請書等の様式はこちらで作成してもよいですか？
A	指定した様式をご利用ください。ただし、参考様式で示されている様式については、参考様式の内容が網羅されていれば、申請者が作成することができます。
Q1-4	手続き代行を依頼した場合、市からの通知は申請者と代行者、どちらに送られてくるのですか？
A	申請者に送付します。
Q1-5	国の補助金を一緒に受けることはできますか？
A	可能です。ただし、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費から国の補助金額を控除することになります。
Q1-6	過去に鎌ヶ谷市の補助を受け、設備を設置しました。今回は別の種類の設備について申請しようと思いますが、可能ですか？
A	可能です。設備の種類が異なれば一度に複数の設備について申請することも可能です。

## 2 補助対象について

Q2-1	二世帯住宅です。各世帯に対象設備をそれぞれ設置したいのですが、両方とも補助金をもらえますか？
A	対象になります。ただし、それぞれの世帯から申請をしてください。
Q2-2	住居と事務所が併用ですが、補助対象ですか？
A	住居のみ対象になります。ただし、建物の所有が法人である場合は、法人の承諾書が必要となります。
Q2-3	借家に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象になります。ただし、建物の所有者（大家等）の承諾書が必要です。また法定耐用年数の期間内は売却等の処分をすることができません。

Q2-4 複数の住宅を所有しています。全部に対象設備を設置しようと思いますが、すべて補助対象となりますか？	
A	申請者が補助金を交付できるのは設備の種類1つにつき1回だけになります。
Q2-5 現在、市外に住んでいます。市内に家を購入し、対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をし、対象設備の設置が完了していることが条件になります。
Q2-6 現在、市外に単身赴任をしています。市内の留守宅に対象設備をつけようと考えていますが、補助対象ですか？	
A	申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録することが条件となります。
Q2-7 別荘に対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象外です。補助対象は、自ら居住する市内の住宅のみです。
Q2-8 対象設備が備え付けられた建売住宅を購入しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象外です。
Q2-9 設置の工事はいつまでに終わらせなければいけませんか？	
A	申請日までに完了させ、かつ申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をすることが条件になります。
Q2-10 ローンやクレジット契約で購入した場合、補助の対象ですか？	
A	クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）」を発行できる場合は、対象となります。 所有権留保付きローンの場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」の提出により対象となります。 リース契約の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等）の提出により対象となります。
Q2-11 ハウスメーカーのキャンペーン等により、設置に要した費用が0円となる場合、補助の対象ですか？	
A	対象外です。

### 3 補助対象について（集合住宅）

Q3-1 マンション管理組合と各戸の個人（区分所有者）、どちらでも申請することはできますか？	
A	工事の発注・契約者が申請してください。 同一工事において、両者が重複して申請することはできません。
Q3-2 各戸の個人（区分所有者）が申請する場合の要件等はどうなりますか？	
A	区分所有者が、直接、施工業者と改修の契約を締結し、自ら居住していること、および、区分所有者本人（支払額は契約額）または管理組合（支払額は全区分所有者の契約額の総額）のいずれかが工事費の支払いを行っていることを確認できれば、各区分所有者を補助対象とします。
Q3-3 マンションの管理組合が複数戸の窓の断熱改修を行うにあたって、そのうちの1戸において、過去に個人が窓の断熱改修の補助金の交付を受けている場合、当該1戸の改修費用は補助対象経費に含めることはできますか？	
A	補助対象になります。
Q3-4 マンションの1戸の個人が窓の断熱改修を行うにあたって、過去に分譲マンションの管理組合が窓の断熱改修の補助金の交付を受けており、当該1戸も補助金の交付対象となっていた場合、当該1戸は補助対象とすることはできますか？	
A	補助対象になります。
Q3-5 マンションのエントランス、ロビー、階段、廊下は補助対象になりますか？	
A	1戸以上の窓の断熱改修を行う場合は、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても、1室単位で外気に接するすべての窓を断熱化することを要件として、補助対象とできます。 なお、当該部分の窓の断熱改修によって、補助金の上限額に加算は生じません。

### 4 補助金の申請について

Q4-1 設置完了日とはいつのことですか？	
A	工事が完了し、設備の使用を開始した日。

Q4-2 補助対象設備を2種類以上設置しようと考えていますが、設置日が異なります。どのように申請すればよいですか？	
A	<p>全ての設備の設置が完了してからまとめて申請していただいても構いませんが、申請は予算の範囲で先着順に受け付けるため、設置が完了した設備から都度申請をしていただいた方が安全です。</p> <p>なお、2種類以上の設備について申請する場合、「着工日」はそれぞれの設備の着工日を、「工事完了日」は全ての設備の設置が完了した日を ご記入ください。</p>
Q4-3 保証書も出荷証明書も手元にありません。どのように申請すればよいですか？	
A	<p>未使用品であることを確認できる書類として、保証書、出荷証明書以外に、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）でも可とします。</p> <p>なお、設備について設備本体の購入日、メーカー名、品番それぞれの項目が網羅されていることが必要です。もし保証書や出荷証明書等に設備本体の購入日、メーカー名、品番の項目が明記されていない場合は、併せてカタログや仕様書をご提出ください。</p>
Q4-4 内訳明細書は「工事費一式」の記載でもよいですか？	
A	<p>「工事費一式」ではお受けできません。内訳明細書についてはP13～14を参考に作成してください。（様式は問いませんが、参考様式2を使用してください。）</p>
Q4-5 補助金交付申請手続代行届出書を提出したいのですが、法人名は法人の支社でもよいですか？	
A	<p>構いません。</p>

## 5 リースについて

Q5-1 リース契約の期間は何年でもよいですか？	
A	<p>リース契約の期間が対象設備の財産処分制限期間以上の契約となっている、もしくは、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。</p>
Q5-2 リース事業者の所在地が市外でも申請できますか？	
A	<p>リース事業者は市外の住所でも申請可能です。</p>
Q5-3 補助対象設備の導入をリースで行った場合、市からの通知は設置者とリース事業者、どちらに送られてくるのですか？	
A	<p>リース事業者に送付します。</p>

## 6 その他

Q6-1 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？			
A	申請者本人名義の口座に限ります。		
Q6-2 いつ、振り込まれますか？			
A	請求書を市が受理してから、30日程度を見込んでください。		
Q6-3 いつまでに請求書を提出すればいいですか？			
A	補助金交付決定者に別途お知らせする提出期限までに、持参または郵送で提出してください。		
Q6-4 設置した設備はいつまで所有するべきですか？			
A	以下のとおりです。なお、これらの年数が経過する前に設備を処分する場合は、別途申請が必要となりますので、予めご相談ください。 <table border="1" data-bbox="359 846 1082 898"><tr><td>窓の断熱改修</td><td>10年</td></tr></table> なお、リース契約で導入した補助対象設備を上記期間内に手放した場合、上記期間満了日までの月数に相当する補助金額について返還の手続きが必要となります。申請は個人とリース事業者連名となり、補助金の返還者はリース事業者となります。	窓の断熱改修	10年
窓の断熱改修	10年		
Q6-5 知りたい質問の回答がここにはありません。			
A	環境課までご相談ください。		

### 10 提出先・お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課（市役所1階）  
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
TEL 047-445-1227 FAX 047-445-1400  
Mail [ontai@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:ontai@city.kamagaya.chiba.jp)